

2023年3月29日

## 社会課題解決に向けた「新しい官民連携」について

READYFOR株式会社代表取締役CEO

米良はるか

### 1. 社会課題解決に向けた「新しい官民連携」

○新しい資本主義の推進を象徴するキーワードとして「新しい官民連携」を提案する。

○新しい官民連携とは、5年後（2028年度）までに「国・自治体が抱えきれない多様かつ複雑な社会課題の解決に、民間事業者（インパクトスタートアップ、NPO、公益法人、大企業の社会課題関連部門など）が活躍し、『社会コストの軽減』と『公共サービスの向上』の両立を実現し、広く国民の利益を高める」状態の実現を目指した仕組みづくりを指す。

○新しい官民連携の特徴は、達成を測る指標として、経済規模と同時に「インパクト」を設定することにある。国民に広く納得が得られる形で「インパクト」を測定・評価・開示する枠組みの構築が求められる。

○新しい資本主義の実現のために、日本社会にまん延する「閉塞感」を打破し、先行きに対する「希望」を取り戻すことが欠かせない。そのために、若い世代が持つ「誰かのために役立ちたい」という想いが形を結び評価される世界を、いまこそ本気で作るべきではないか。

### 2. 「新しい官民連携」が解決すべき課題

#### 【課題の背景】

- 少子高齢化と、長年の経済成長の停滞により、若年層を中心に閉塞感が広がっている。
- 社会課題の多様化・複雑化が進む一方で、対策を担う自治体の現場は予算や人の減少に直面しており、「公助」で対応できる範囲が限定されつつある。
- その対策として、以前より「官民連携」の重要性が指摘されてきたが、掛け声の大きさに比し、実際の動きが広がっているとは言い難い。

#### 【課題の整理】

○従来型の官民連携の取り組みを整理した時、次の3点それぞれに連携を阻む「課題」が存在する。

- ①「需要」側（公共サービスを民間委譲したい自治体等）
- ②「供給」側（社会課題解決を担う民間事業者）
- ③「需要」と「供給」のマッチング

#### ①「需要」側の課題

※自治体側が導入したいサービスがあっても、過度な公平性（入札主義）によって導入出来ない

※政策随契などの仕組みはあっても、自治体側が議会追及等のリスクを嫌って使えない

※自治体側がサービス導入にあたって求める情報・手続きが一元化されておらず、民間事業者の参入コストをいたずらに高めている

#### ②「供給」側の課題

※担い手となりうる民間事業者（インパクトスタートアップ、NPO、公益法人、大企業の社会課題関連部門など）の数・規模が圧倒的に不足している

※民間事業者同士の事業の「質」を評価する指標が確立しておらず、事業者側も開示していない

#### ③「需要」と「供給」のマッチングの課題

※「国や自治体こそが取り組むべき社会課題」と、「民間と連携したほうが社会コストの低下や質の向上に資する社会課題」が仕分けされていない

※需要（自治体）と供給（民間事業者）が出会う場がない（多様化する社会課題に対し、それぞれに解決策を持つ民間事業者がどこにいるかが可視化されていない）

### 3. 「新しい官民連携」で行うべき対策

○「需要」「供給」「需要と供給のマッチング」に包括的に対応するために、省庁を横断した「司令塔」として、政府内に「官民連携・共創室」を設ける。

○「官民連携・共創室」のリーダーシップのもと、下記の政策を推進する。

#### ①「需要側」の課題への対策

○「新しい官民連携特区」の設置

新しい官民連携に賛同する自治体を募集し、官民連携の障壁となっている諸課題（行き過ぎた入札主義、事務部門の負担、議会への説明コスト）を緩和した特区を作り、新しい官民連携の形を試行する。その成果を評価し、全国の自治体に共有する。

#### ②「供給」側の課題への対策

○社会課題解決を担う営利法人を前提とした新たな法人形態の検討

営利企業（株式会社など）と非営利企業（NPOなど）の中間的な存在の新法人制度の新設を検討する。海外では、アメリカの公益企業（Public Benefit Corporation）制度を代表格として、社会的起業のIPOをスムーズにすることをひとつの目的とした取り組みが行われている。日本でも同様の法人格を新設し、「新しい官民連携」の担い手を創出する。

#### ○公益法人改革の推進

民間における社会課題解決の担い手として、公益法人は重要なプレイヤーとなりうる。一方で現状、事業内容の変更が難しいなどの理由で、社会課題解決に対するスピーディな活動を妨げているとの指摘もある。公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続きを見直す、公益信託の活用を推進するため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和するなどの施策を行う。

#### ○インパクト・エコノミーの推進

企業活動や投資の成果として、経済的リターンと共にインパクトを評価する動きを推進する。具体的には、インパクトを測定や開示を行う際の標準的な基準や手続きを定める。また、民間企業・NPO・インパクトスタートアップなどがインパクト評価・管理を行う際に必要な費用の補助制度を作る。インパクト志向を持つ企業やNPOに対し公共調達における優遇などの支援措置を行う。

### ③「需要」と「供給」のマッチングへの対策

#### ○社会課題と担い手マッピングの実施

国や自治体で取り組むべき社会課題と、民間と連携・共創したほうが社会コストの低下や質の向上に資する社会課題を仕分けし、後者に関しては、それを解決する担い手を明確化する。マッピングの結果は、全国の自治体に共有する他、特区設定などの参考とする。

以上